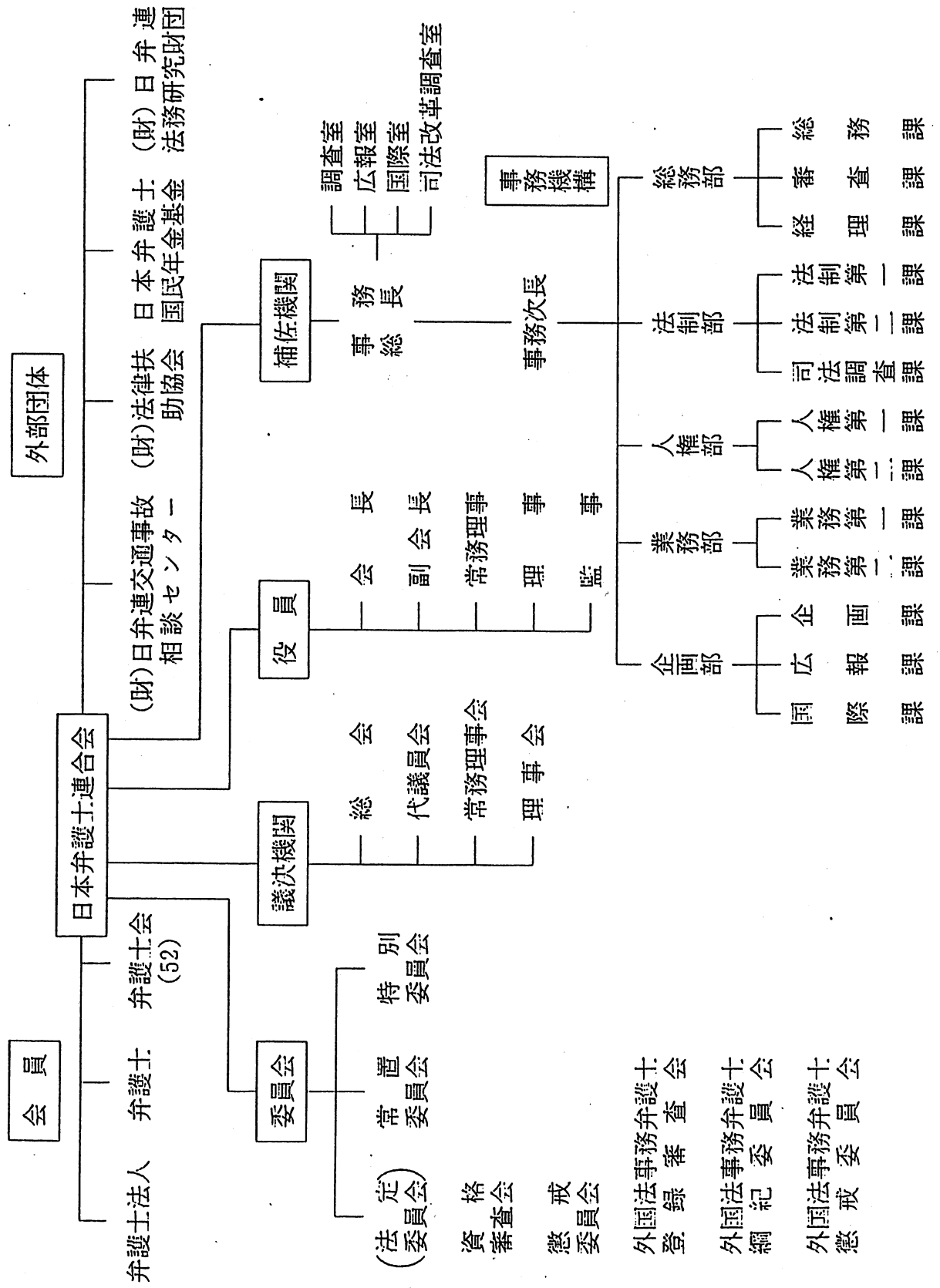


日弁連の各種委員会の活動

2003年1月21日
日本弁護士連合会

日弁連機構概略図（平成14年7月1日現在）



日 弁 連 各 種 委 員 会

(平成14年12月26日現在)

． 弁 護 士 法 に よ り 設 置 を 義 務 づ け ら れ た 委 員 会 …… (2)

1. 資格審査会
2. 懲戒委員会

． 外 国 弁 護 士 に よ る 法 律 事 務 の 取 扱 い に 関 す る 特 別 措 置 法 に よ り 設 置 を 義 務 づ け ら れ た 委 員 会 …… (3)

1. 外国法事務弁護士登録審査会
2. 外国法事務弁護士懲戒委員会
3. 外国法事務弁護士綱紀委員会

． 会 則 に よ り 設 け ら れ た 常 置 委 員 会 …… (6)

1. 人権擁護委員会
2. 司法修習委員会
3. 司法制度調査会
4. 綱紀委員会
5. 弁護士推薦委員会
6. 選挙管理委員会

． 会 規 に よ り 設 置 さ れ た 委 員 会 …… (1)

1. 経理委員会 (会計及び資産に関する規程)

． 会 則 第 82 条 に よ る 理 事 会 の 議 決 (規 則 及 び 設 置 要 綱) に よ り 設 置 さ れ た 特 別 委 員 会 …… (6 3)

1. 研修委員会
2. 知的所有権委員会
3. 編集委員会
4. 公害対策・環境保全委員会
5. 財務委員会
6. 最高裁判所裁判官推薦諮問委員会
7. 子どもの権利委員会
8. 弁護士業務改革委員会
9. 日弁連機構改革委員会
10. 国際交流委員会
11. 三者協議に関する合同会議
12. 民事介入暴力対策委員会

13. 両性の平等に関する委員会
14. 接見交通権確立実行委員会
15. 消費者問題対策委員会
16. 外国弁護士及び国際法律業務委員会
17. 刑事法制委員会
18. 日弁連刑事弁護センター
19. 日弁連公設事務所・法律相談センター
20. 情報問題対策委員会
21. コンピュータ研究委員会
22. 弁護士補償制度・互助年金委員会
23. 弁護士業務妨害対策委員会
24. 国際人権問題委員会
25. 住専問題連絡協議会
26. 外国弁護士問題研究会に関する協議会
27. 倒産法制検討委員会
28. 高齢者・障害者の権利に関する委員会
29. 民事訴訟法の運用に関する協議会
30. 財団法人日弁連法務研究財団推進委員会
31. 「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会
32. 国際活動に関する協議会
33. 債権回収会社に関する委員会
34. 住宅紛争処理機関検討委員会
35. 犯罪被害者支援委員会
36. 日弁連新規登録弁護士研修センター
37. 拷問等禁止条約に関する協議会
38. 弁護士会等の税務問題検討委員会
39. 日弁連リーガル・アクセス・センター
40. 法科大学院設立・運営協力センター
41. 憲法委員会
42. 弁護士会照会制度委員会
43. 非弁提携問題対策委員会
44. 弁護士倫理委員会
45. ADR（裁判外紛争処理機関）センター
46. 法曹養成問題委員会
47. 民事訴訟法等改正問題検討委員会
48. 行政訴訟改革等検討委員会
49. LAWASIA東京大会人権分科会実行委員会
50. 法律事務所の名称問題検討委員会

51. 労働法制委員会
52. 弁護士任官等推進センター
53. 死刑制度問題に関する提言実行委員会

(対策本部・推進本部・実現本部)

1. 拘禁二法案対策本部
2. 法律扶助制度改革推進本部
3. 日弁連司法改革実現本部
4. 弁護士制度改革推進本部
5. 法律扶助財政問題緊急対策本部
6. 有事法制問題対策本部
7. 知的財産政策推進本部
8. 弁護士資格制度問題対策本部
9. 弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部
10. 心身喪失者「医療」観察法案対策本部

(理事会内対策協議会) (1)

1. 弁護士会館地代問題理事会内対策協議会

. 正副会長会の議決により設置されたワーキング・グループ等 (16)

1. 休日における接見に関する連絡協議会
2. 裁判所内弁護士控室問題検討ワーキンググループ
3. 人種差別撤廃条約に関するワーキンググループ
4. G A T S 自由職業サービスに関する連絡協議会
5. 組織犯罪関連立法対策ワーキンググループ
6. 信書の検閲防止対策連絡協議会
7. 日弁連 I T 化推進検討ワーキンググループ
8. 法曹養成制度に関する連絡会等バックアップ会議
9. 国際人権 (自由権) 規約問題ワーキンググループ
10. 国際テロ防止新規立法対策ワーキンググループ
11. 政府から独立した人権救済機関の設立に関するワーキンググループ
12. 弁護士過疎・偏在解消問題対策検討ワーキンググループ
13. 「市民窓口及び紛議調停に関する全国連絡協議会」準備会
14. 市民のための法教育対策検討ワーキンググループ
15. 裁判迅速化促進法案検討ワーキンググループ
16. リーガルサービスセンター構想検討ワーキンググループ

(印 = 休止中)

. 新会館の管理・運営のための委員会 (3)

1. 会館運営委員会
2. 講堂管理運営委員会
3. 四会地代協議会

. その他の委員会..... (4)

1. 第45回人権擁護大会運営委員会
2. 第19回司法シンポジウム運営委員会
3. 第13回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会
4. 第8回国選弁護シンポジウム実行委員会

日弁連の概況と委員会等による活動 (2002年4月~10月)

第1 会員数(9月30日現在)

会 員	18,808名(女性会員数2,068名)
外国特別会員	187名
準 会 員	5名
沖縄特別会員	16名
弁護士法人会員	50法人

第2 日弁連の意思決定及び広報活動等

1 総会

基本方針の決定, 予決算, 会則改正等を行う。定期総会を年1回, 臨時総会を適宜行う。

(1) 第53回定期総会(5月24日)

- 第1号議案 平成13年度会務報告の件
- 第2号議案 平成13年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件
- 第3号議案 平成14年度(一般会計・特別会計)予算議決の件
- 第4号議案 平成15年度(一般会計)4・5月分暫定予算議決の件
- 第5号議案 会則中一部改正(第19条第3項及び第23条第3項新設・弁護士任
官者の退官後の再登録手続)の件
- 第6号議案 情報通信等特別会計規程制定の件
- 第7号議案 会館特別会計規程(会規第33号)中一部改正の件
- 第8号議案 第54回定期総会開催地決定の件
- 第9号議案 宣言・決議の件
- 第10号議案 特別報告の件

2 理事会

会長, 副会長13名, 全国の弁護士会から各1名以上選出された理事71名, 監事5名で構成される日弁連役員会議であり, 日弁連の会務の重要事項等を審議。

1ヶ月に1~2回開催された。

3 正副会長会

会長, 副会長と事務総長, 事務次長関係職員による執行部打ち合わせ会であり, 1ヶ月に3~4回開催された。

4 日弁連懇話会

5月31日(金), (1) 法科大学院について, (2) 弁護士制度改革について, (3) 21世紀の弁護士像についてを議題として, 第47回日弁連懇話会を開催した。本林会長からの総括的な報告の後, 21世紀の弁護士像を中心テーマに意見交換を行った。

出席委員は, 本林会長, 飯室勝彦委員(東京新聞論説委員), サム・ジェイムソン委員(アジアン・ビジネスジャーナリスト), 高木剛委員(連合副会長), 松本正委員(朝日新聞東京本社編集局次長), 吉岡初子委員(主婦連事務局長), 若林誠一委員(NHK解説委員)の各氏。

5 広報活動

(1) 記者発表等

記者会見・記者発表等を随時(1ヶ月あたり5回~10会程度)行った。

(2) 広報室フォーラム

時々の課題をテーマにフォーラムを開催

6月20日「法律扶助の財政問題」

(3) ラジオ出演

(4) 記者と日弁連執行部との懇談会

(5) 日弁連ホームページ

(6) 機関誌「自由と正義」編集委員会(毎月発行)

(7) 日弁連速報等

(8) Nichibenren News

6 日弁連IT化推進検討ワーキンググループ

日弁連ホームページのリニューアルにより市民, 会員並びに単位会に対し, それぞれに応じた各種情報を積極的に提供していく。

会員情報を掲載(ホームページ上で全弁護士の氏名, 事務所住所等の検索を可能にする)

会員専用, 単位会専用の各ページを設ける。

会員のメールアドレスの登録と活用を行っていく

その他

理事会, 委員会等において電子メール, メーリングリストの活用を可能とするためのシステムの構築とその活用方法, およびその推進策,

各種会議の資料等を電子化することにより, 送料等を削減することの可能性とその推進策,

テレビ電話会議システムの構築とその活用方法, およびその推進策,

各種アンケート・情報収集, 委員会委員等の推薦事務においてITを積極的に活用する方策とその具体化,

日弁連における文書管理システムの導入・推進策,

総会におけるITを活用した投票方式の構築の可能性の検討,

総会等のパソコン実況中継システムの構築の可能性の検討,

正副会長, 理事, 各種委員にIT機器の使用を義務づけることの是非とIT機器使用の

推進方策

第3 資格審査・懲戒関係

1 資格審査会

日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿の登録・登録換・登録取消の請求に関して必要な審査を行う。

4月～9月 法第5条第3号による登録請求案件及び審査請求案件15件について議決。

2 懲戒委員会（弁護士委員8名、裁判官2名、検察官2名、学識経験者3名）

弁護士法第8章の諸規定・日弁連会則等に基づき設置されている。

弁護士・弁護士法人について、各弁護士会で懲戒処分を受けた者の審査請求案件(法59条)、日弁連が懲戒することを適当と認めてする懲戒する案件(法60条)、懲戒請求者からの異議申出案件(法61条)について審査する。

4月～10月 233件を議決。

3 外国法事務弁護士登録審査会

日本弁護士連合会に備えた外国法事務弁護士名簿の登録・登録換・登録取消の請求に関して必要な審査を行う。

4月～10月 16件を議決

4 外国法事務弁護士綱紀委員会

外国法事務弁護士の懲戒請求案件に関する調査、綱紀保持に関する事項をつかさどる。

4月～9月 懲戒請求案件1件を議決

5 綱紀委員会

会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

綱紀・懲戒手続標準会規案に関する件

綱紀委員会の調査に関する日弁連調査室見解の変更に関する意見書に関する件

懲戒請求事件報告分類案に関する件

綱紀事件事例集(4)に関する件

「弁護士倫理と綱紀のしおり」に替わるマニュアル作成に関する件

第4 弁護士倫理，研修，弁護士への指導・監督

1 弁護士倫理委員会

(1) 設置目的・経過

弁護士活動分野の拡大・多様化・国際化，企業・行政庁等の組織による弁護士の雇

用の増加等の状況に鑑み、弁護士倫理規定の国際的動向をも踏まえ、弁護士の職務の質をさらに向上させ国民の弁護士職に対する信頼を強固にするため、弁護士倫理（平成2年3月2日臨時総会決議）を見直し、その改正案を策定し会長に答申すること、及び弁護士倫理の一層の向上に資する方策を検討し会長に提言することを目的として設置された。

(2) 活動状況

各国の弁護士倫理、刑事弁護における弁護士倫理について識者からのヒアリング実施

会則化・懲戒事由としての法的拘束力の検討

新「弁護士倫理」草案の起草

2 研修委員会

(1) 13年度夏期研修の成果を踏まえた叢書の作成・頒布

(2) 14年度の倫理研修・夏期研修・巡回研修の企画。各研修を順次実施。

(3) 実務修習のあり方等に関する会長諮問に関し、答申。答申の趣旨は、専門研修履修認定制や研修履修単位制の導入、加えて各種研修の運営主体を統合させ新たに「日弁連弁護士研修センター（仮称）」を設置するのが相当であるとするもの。

(4) 専門研修履修認定制度等につき、導入可能な制度から実施することを併せて基本方針とした。

(5) 運営主体につき研修委員会と新規登録弁護士研修センターを平成15年6月1日に廃止し同時に「日弁連弁護士研修センター」を設立する（10月8日の理事会で決定）。

(6) ITの活用による研修の実施方策等の具体案を策定するための部会を設置。この方途による研修を年度内に試験的に実施する。

3 新規登録弁護士研修センター

(1) 新規登録弁護士研修の管理・運営を所管

(2) 平成14年度新規登録研修

10月5日(土)実施。参加者は827名。

「子どもの人権問題」と「弁護士としての心構え」をテーマとする集合研修。

弁護士倫理と弁護士報酬についてのクラス別研修を実施。

4 「市民窓口及び紛議調停に関する全国連絡協議会」準備会

日弁連苦情処理・紛議調停問題検討ワーキングが取りまとめた意見書に基づき、「全国連絡協議会」の開催・企画・運営を行う。（12月に全国協議会を開催）

各弁護士会における市民窓口及び紛議調停の運営状況及び処理方法についての意見交換、苦情相談の公表基準などに関する意見交換を行う。

5 非弁提携弁護士対策委員会

弁護士でない債務整理業者等と提携する弁護士を取り締まるたこと等を所管する。

- (1) 新規規程対策部会
運用マニュアルの作成
規程の啓蒙と運用
- (2) 110番・情報収集部会
全国一斉110番の開催
非弁提携弁護士等データベースの作成
非弁提携事例集の増補版の作成
- (3) 広告問題対策部会

6 日弁連法務研究財団（別法人）

- (1) 研修関係
法務研修（12月） 専門研修（2月・3月）開催の決定。
日弁連IT研修会への協力の検討。
- (2) 研究関係で
司法書士特別研修教材検討委員会の受託を決定。
厚生労働省からの受託研究であるハンセン病調査検証事業。
「法科大学院での教授方法に関する研究会」

第5 財務・経理、管理関係

1 監事会

監事は収入支出の決算を監査し、総会に報告することとされており、監事会を構成して監査業務を行っている。

2 経理委員会

予算原案の作成、収支計算書の作成、各会計別決算報告書・財産目録・貸借対照表の作成、予備費の支出の当否に関する検討等を行う。

3 財務委員会

財務に関する検討及び方針案の策定等を行う。

4月～9月の活動状況

IT関係特別会計規程案・会館特別会計規程の一部改正案に関する諮問につき検討。

当番弁護士等緊急財政基金の健全化案の策定。

弁護士過疎地域の公設事務所・法律相談センター等に対する現行の援助制度と「日弁連ひまわり基金」の存続に関する諮問につき検討。

当番弁護士等緊急財政基金の健全化案の策定。

4 四会地代協議会

霞が関の弁護士会館を所有する日本弁護士連合会と東京弁護士会・第一東京弁護士会・

第二東京弁護士会で地代の在り方につき協議する目的で設置。

5 会館運営委員会

霞が関の弁護士会館を所有する日本弁護士連合会と東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会で会館の管理・運営の在り方につき協議・決定する機関

6 税務問題検討委員会

日本弁護士連合会及び各弁護士会、弁護士・法律事務所における税務処理上の諸問題を検討し、その在り方について報告・提言を行う。

第6 国際交流・支援，国際人権活動

1 国際交流委員会

(1) 法務総合研究所，JICA 等の協力要請を受け，途上国の法律家を招聘して日本で行われる法整備支援研修への講師派遣。研修の実施。

第18回ヴィエトナム法整備支援研修（6月5日）

(2) 弁護士会における国際交流活動に係る交流会の企画を検討。

(3) 5月25日，第3回国際司法支援研修会を開催。「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトの報告」を主題として，事業報告及びパネルディスカッションを実施。弁護士養成セミナー報告書と法律扶助調査報告書（案）を配布。

(4) 6月15日国際交流交歓会「国際活動における全国ネットワーク構築のために」を開催。第一東京，栃木県，大阪，名古屋，広島，福岡県，沖縄，札幌の各弁護士会，大韓民国大使館，中華人民共和国大使館よりパネリストが参加。

(5) 国際交流委員会ニュースの編集企画。司法支援活動登録弁護士の登録者数及び外国人研修生受け入れ事務所登録制度の登録事務所増加に向けて日弁連ホームページの活用。

(6) 法制度整備支援に関するカンボディアの開発パートナー事業の委託。

(7) 法総研主催「ウズベキスタン法制度整備支援研修」への協力，ウズベキスタンへの司法制度調査団の派遣につき検討。

2 国際人権問題委員会

(1) 4月10日に，第22回国際人権研究会を開催した。委員会幹事である，東岡弘高会員が，国連東ティモール暫定統治機構法務部に勤務した経験を報告し，あわせて小島延夫委員が，アジアの全般的な人権状況について報告。

(2) オーストリアの国連ウィーン本部において，4月16日から25日の日程で，国連犯罪防止刑事司法委員会第11会期が開催され，当連合会から，吉峯康博国際人権問題委員会副委員長・宮家俊治国際交流委員会委員が参加。委員会では，毎年委員・幹事を派遣し，国連で検討されている犯罪防止施策について情報収集を行ってきた。今回の第11会期では，「国際汚職防止条約案」の作成に向けた取組みが行われ，本件

に関する情報については、国際人権問題委員会から関連委員会に回付する予定。

- (3) 2002年度第1回全体委員会が6月13日に開催された。委員会では、国連各種人権条約に関する事項をはじめ、I B A人権行動計画への取組み、アジア地域の人権状況の調査・研究、国際人道法に関する研究を継続するとともに、新規の取組みとして、企業倫理・行動綱領に弁護士が果たす役割の検討（ビジネスと人権）に取組み、今年度にシンポジウムを開催する予定であることを確認。また、本年7月の夏期合宿（於軽井沢）、来年2月の国際人権問題経験交流会（於大阪）の企画が承認され、2002年度の活動方針を決定。
- (4) 日本弁護士連合会が団体加盟を決定したLAWASIAについて、その人権委員会に関する事項を所管している。当連合会ではLAWASIA人権委員会委員として、小島延夫会員（国際人権問題委員会委員）を派遣することとし、本年7月にマニラで開催予定のLAWASIA人権委員会会議に、小島延夫会員（東京）、小野誠之会員（京都）、大名浩会員（広島）を派遣する。
- (5) 国際人権問題委員会では、国連人権高等弁務官事務所で行っている「ビジネスと人権」の問題について継続的に研究を行っており、現在、企業法務経験のある会員からのヒアリングを継続して行っている。弁護士・弁護士会が、企業の行動綱領・倫理綱領作成等に、どのようにかかわることができるのか、継続して研究を進める予定。
- (6) 2002年度国際人権問題委員会合宿を7月6、7日に軽井沢において開催。1日目の研究会では、尾崎久仁子東北大学教授（前外務省人権人道課課長）から「国連人権諸条約の国内執行について」、江島晶子明治短期大学教授から「イギリスにおけるヨーロッパ人権条約の国内執行 1998年人権法と司法的实施」のテーマで研究会を行った。
- (7) 委員会では、国際刑事裁判所（ICC）設立及び同裁判所で弁護活動を行う弁護士で組織する「国際刑事弁護士会」（ICB）の設立に関する情報をフォローしてきた。同弁護士会設立準備委員会は5月27日、28日にハーグで開催され、同弁護士会設立総会は6月13日から15日にモンテネグロで開催された。当連合会は、東澤靖会員（国際人権問題委員会事務局長）を当連合会から派遣するオブザーバーとして指名し、準備委員会・設立総会に出席した。また、日弁連は、6月21日の理事会において「国際刑事裁判所に関して日本政府の積極的な取組みを求める理事会決議」を採択。第1回ICC締約国会議に、委員会関係者が参加。また、理事会において、日弁連としてICBに団体加入し、ICB設立の準備作業に向けて取り組むことを決定。
- (8) 54回国連人権促進保護小委員会が7月末～8月中旬に開催され、同委員会に委員を派遣し、日弁連代表者として婚外子差別と最高裁の判決に関する批判について口頭発言を行った。またあわせて、人権擁護法案に関しては8月1日、2日に国連人権高等弁務官事務所の上級高等弁務官特別補佐官のゴレジノフスキー氏及び、国内人権機関に関する直接の担当官であるノワサド氏と面談。

8月6日、人権高等弁務官事務所の上級人権官であるマガゼニ氏と面会。国連人権高等弁務官に就任したデ・メロ氏（前国連東チモール暫定行政機構事務総長特別代表ブラジル人）に日本から多くの来日要請があれば、国連費用での来日も可能とのことである旨の報告を受けた。委員会では、デ・メロ氏招聘の招聘要請を行っていくため

の企画を計画。

3 外国弁護士及び国際法律業務委員会

- (1) 特定共同事業を営む法律事務所・外国法事務弁護士事務所と提携する国際税務事務所が、税務コンサルタントを募集した件について審議。
- (2) WTO 新ラウンドの初期リクエストについては、法務省より日弁連案について照会があり、委員会が作成した案に基づき正副会長会において審議がされ、EU・米・英・独・仏・加・豪・シンガポール・韓国・中国に対するリクエスト案を法務省宛提出。
- (3) 国際化検討会において議論がなされている「弁護士と外国法事務弁護士等との連携・協働について」、会長よりなされた求意見に対する検討。
- (4) 外国法事務弁護士の資格承認に際する法務大臣からの当連合会への求意見に対して述べるべき意見について審議。
- (5) 外国法事務弁護士に関わる会則・会規等の翻訳集を作成し外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士を雇用する弁護士の参考に供する。
- (6) 中国 WTO シンポジウム（9月18日より、中国北京市）に下條委員長及び岡田副委員長が出張。
- (7) 弁護士の兼職及び営業等の制限についての基本方針に関し、MDP（異業種間共同事業）問題に大きな影響を及ぼすものであるため、委員会より問題点を指摘する上申を行い、関連委員会の一つとして、委員会の意見を提出。

4 LAWASIA東京大会人権分科会実行委員会

2003年9月に東京で開催されるLAWASIA大会で日弁連が担当する3つのセッションのテーマと担当者を決定

2003年9月3日（水）9:00～12:00（180分）3-A セッション

「アジア・太平洋地域の人権機構と国際人権諸条約の国内法的効力」

2003年9月3日（水）14:00～16:00（120分）4-A セッション

「移住労働者の権利保護とリーガルエイド」

2003年9月3日（水）16:30～18:30（120分）5-A セッション

「アジア・太平洋地域の最近の人権課題から - （仮題）9 / 11以降の人権状況」

5 国際人権（自由権）規約問題ワーキンググループ

自由権規約の国内履行状況に関する第5回日本政府報告書の内容を検討して作成する日弁連レポートの準備として、第4回政府報告書審査の結果、国連が発表した「最終見解」の履行状況に関する「中間報告書」の作成に向け、準備。

国際人権（自由権）規約委員会委員クリスティーヌ・シャネ氏を招いてのシンポジウムを、当連合会と東京、第一東京、第二東京、大阪の各弁護士会との共催により、大阪（9月17日）と東京（9月20日）で開催。

6 拷問等禁止条約に関する協議会

日本政府報告書（2000年10月末現在未提出）に関し、2000年6月に外務省に提出した「政府報告書に掲載されるべき論点リスト」の各項目を見直し、欧米各国の政府報告書審査の結果国連拷問禁止委員会が発表した「最終見解」を分析・検討。日本政府報告書が提出され次第、カウンターレポートの作成に着手する予定。

7月24日国連経済社会理事会は、拷問等禁止条約の選択議定書案を採択。採択に関して、日本、米国、イスラム国が反対したが、賛成多数で採択された。我が国においても、今後、同条約の選択議定書案は来年の国連総会での採択となるが、その採択に向けて、我が国が、同案を賛成で採択するよう働きかける予定。

7 人種差別撤廃条約に関するワーキンググループ

- (1) 平成13年8月31日から9月7日に、南アフリカのダーバンで開催された「反人種主義・差別撤廃世界会議（WCAR）」に、久保利副会長（当時）を団長とする4名の代表団を派遣。
- (2) 平成14年3月に日本政府に出された最終見解（日本政府報告書の審議の結果、国連人種差別撤廃委員会が発表する勧告）を、今年発表された他国の最終見解と比較・検討し、今後の当連合会の活動及び他の人権条約の政府報告書の審査の際に参考となる資料を作成するフォローアップ作業を実施。

8 国際テロ防止新規立法対策ワーキンググループ

「テロリズムに対する資金供与防止条約及び国内実施のための法律案に関する意見書（案）」を作成した。

9 国際仲裁連絡協議会

- (1) 国際仲裁に関する情報を広く収集し利用者に発信することを目的としたADRポータルサイトの今後の運用方針について協議。
- (2) 「仲裁人研修講座」を本年10月19日及び11月2日に開催することを決定。主催者団体（日本海運集会所、国際商事仲裁協会、日本知的財産仲裁センター、日弁連）より広報活動を開始。
- (3) 仲裁人名簿の整備につき検討。

10 国際活動に関する協議会

国際活動のあり方について調査・研究。日弁連への提言を今年度中に取りまとめる予定。

11 大韓弁護士協会との定期交流会

9月14日から16日の日程で第16回大韓弁護士協会定期交流会を実施。日弁連の発表テーマは「法曹人口・法曹養成問題」「ゲートキーパー問題」、大韓弁護士協会の発表テーマは「腐敗防止のための弁護士の役割」。

12 LAWASIA大会

10月14日(月)にタイのバンコクにてLAWASIA大会開催。日本選出の理事候補者である内田晴康会員,日弁連会長代理である永尾副会長,及び外山国際室囑託が出席。この理事会で日本弁護士連合会が正式にローエイシアの団体会員として加入が認められ,内田晴康会員(第二東京弁護士会所属)が日本選出の理事に選任された。

13 アジア弁護士会会長会議(POLA)

10月14日から16日,タイのバンコクにて,第13回アジア弁護士会会長会議(POLA)の開催。本林会長,永尾副会長,須須木副会長,並びに外山国際室囑託及び国際課担当職員の一参加。

会議の4つの主テーマに関するカントリー・レポートを各国が実施。

1. 人権(特に弁護士のプロボノ及び法律扶助活動)
2. 弁護士行為準則規程に関するフォローアップ・レポート
3. 法律サービス貿易に関するアップデート
4. 若手法律家プログラム

14 表敬訪問・意見交換・その他

- ・ 4月10日 ソウル高等裁判所ハン・スン判事:表敬訪問及び日弁連からみた司法制度改革についての懇談
- ・ 5月16日 台湾高等院法官:表敬訪問及び司法制度に関する意見交換
- ・ 5月27日 中国海南省弁護士協会訪日団:表敬訪問及び日中間における今後の弁護士業務の展開についての懇談
- ・ 6月21日 中国司法部法制宣伝局副局長他:日中弁護士交流の在り方についての懇談
- 7月 5日 国連人権高等弁務官特別顧問バーデキン氏来会
- 9月 9日 ペルー真実和解委員会代表レルネル氏
- 9月11日 米国司法省反トラスト局特別顧問弁護士 Stuart M.Chemtob
- 9月17日 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会訪日団 副主任張春生他8名

第7 法科大学院・法曹後継者養成関係

1 法科大学院設立・運営協力センター

- (1) カリキュラム部会, 実務家教員部会, 新司法試験部会, 新司法修習部会, 奨学金・財政支援部会を構成し, 各課題を検討。

全国実務者協議会を設け, 法科大学院の設置が見込まれる各地方の委員の情報交換を実施。

(2) 主な活動

A B A ロースクール教授等によるセミナー, 関係者との意見交換実施。

日弁連カリキュラム案の発表と模擬授業の開催。

6月13日~15日イスタンブールで開催されたA B A主催の法曹養成国際会議に川端和治委員が参加し, 日本の最近の事情について報告。

アメリカ・ロースクールで就学中の会員を交えての勉強会を開催。

アメリカ法曹協会のマックレイト・レポートの報告書を翻訳し、出版する旨決定。

6月29日、法科大学院に関する説明会を開催。全国から80大学の関係者や各単位会から多数が参加。

(3) 制度提言，実務家教員確保の活動

「法科大学院制度の基本 - 具体化にあたっての日弁連見解」(案)を作成。

制度検討部会において、「会内討議資料 法科大学院の制度上の課題」,「討議資料 プロフェSSIONAL・スクールとしての法科大学院」を作成。

教員等養成検討部会において、法科大学院における実務家教員に対する会員の意識調査の一環として、希望のアンケート調査を単位会を通じて実施。全国の法学系の大学に対し、実務家教員に関するアンケートを実施)。これら調査に基づき、法科大学院実務家教員推薦制度要綱案を作成。

ホームページに、法科大学院実務家教員紹介制度の記事を掲載。

実務家教員紹介制度第一次名簿を作成。

(4) 実務教育に関する研究等

「法科大学院で実務教育がどう行われるべきか，教育方法，教員の選出，研修・養成，教材のあり方等について，日弁連として取り組む内容」につき報告書を作成。

実務家教員等に関する文科省と協議。

法曹の責任（専門家責任），法情報・法文書作成等につき教材を作成。

センター内に、「民事訴訟実務教材研究会」を設置し，各単位会で教材づくりに携わっている者が参加することを制度化。

2 法曹養成に関する連絡会等バックアップ会議

中央教育審議会，司法制度改革推進本部法曹養成検討会，自民党司法制度調査会の「法曹養成・法曹教育及び資格試験のあり方に関する小委員会」，与党の「与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチーム」，自民党始め各政党における法科大学院問題の検討に対応する活動を行った。

3 法曹養成問題委員会

従前の法曹養成センターを廃止し，設置。

4 司法修習委員会

(1) 修習生の配属問題，及び法科大学院時代における司法修習のあり方などの検討。

(2) 修習生の次年度1200名の配属問題について検討。当初の最高裁の提案に基づく配属案（配属人数の増員と4班制乃至修正4班制の導入）に関し，各弁護士会の協力のもとに実施する方針案を決定。今後の修習生の配属問題につき，3年後の1500名の受け入れ，新司法試験開始後の移行期の修習のあり方につき検討に着手。

(3) 「司法研修所弁護士と司法修習生指導担当者との弁護士実務修習指導に関する連絡協議会」及び「地域別弁護士修習連絡協議会」の諸準備。「平成14年度司法修習生指導担当者協議会」の開催。

- (4) 1年6月を1年4月とする移行期における修習期間問題について検討。

第8 司法制度改革

1 司法制度改革推進体制をめぐる動きとその対応

- (1) 司法制度改革推進本部との連絡・協議
- (2) 司法制度改革推進特別委員会の設置についての要請
- (3) 司法試験合格枠制の廃止の要請
- (4) 自民党政務調査会の司法制度調査会への対応
法曹養成・法曹教育及び資格試験のあり方に関する小委員会関係
知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会関係
国際化社会に対応する司法・法務のあり方に関する小委員会関係
経済活動を支える民事・刑事の基本法制の整備に関する小委員会関係
- (5) 民主党への対応
- (6) 公明党への対応
- (7) 共産党への対応
- (8) 社民党への対応
- (9) 与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチームへの対応
- (10) 司法改革推進議員懇談会への対応への対応
- (11) 国民と行政の関係を考える若手の会への対応
- (12) 「司法改革国民会議」への対応
- (13) 「市民の裁判員制度つくろう会」の発足
- (14) 司法改革に関する日弁連の広報体制の強化

司法改革に関する日弁連の関係諸機関が共同して総合的に司法改革に関する広報活動に取り組むため、「司法改革広報総合チーム」を設置し、担当副会長、事務総長・次長、日弁連司法改革実現本部、弁護士制度改革推進本部、法科大学院設立・運営センター、IT化推進検討ワーキンググループ、広報室、司法改革調査室を中心に構成。

日弁連新聞折り込みニュース「司法改革最前線」(2002年6月創刊。月刊)を編集・発行。日弁連ホームページの司法改革コーナーの企画検討、その他司法改革に関する会内・対外広報活動につき企画検討。

2 司法改革実現本部

(1) 組織

平成13年3月2日の理事会において、従前の司法改革推進センターと日弁連司法改革実現本部を統合するための設置要綱改正が承認され、平成13年4月、日弁連司法改革実現本部としてあらためて発足した。

平成14年6月12日に開催された平成14年度第1回全体会議で、部会、PT等の構成を以下のとおりとし、年6回の全体会議の合間の重要な事項は副本部長、事務局次長、事務局次長、運営委員からなる運営委員会で決定し実行することを確認した。

部会 - 裁判官制度改革部会
国民の司法参加部会
地域司法計画部会
国民運動部会(国民運動，国会政党，関係機関，広報各チームを統合)

P T - 家裁問題 P T
労働問題 P T
弁護士費用敗訴者負担 P T
検察官制度特別部会
ロースクール P T
民事訴訟法改正問題 P T
簡裁事物管轄引き上げ問題 P T

(2) 司法制度改革に向けた国民運動の推進

地元国会議員との司法改革懇談会の実施要請

「裁判が変わる，日本が変わる - 司法改革・東京ミーティング P A R T 」の開催

「司法制度改革推進本部に市民の声を届けよう」運動

推進本部に国民の声をメールで届ける運動

全国 8 か所「市民主体の裁判員制度を実現するための民間公聴会」の開催

マスメディアを活用した司法改革アピールの検討

各団体との懇談会の実施

パンフレット「司法が変わる。日本が変わる。司法を国民の手に」を作成。

(3) 司法改革に関する広報活動

司法改革広報総合チームへの参画

「司法改革 E 速報」の発信

日弁連新聞「司法改革コーナー」の企画

(4) 各課題別活動

弁護士任官推進・裁判官制度改革

弁護士任官等に関する最高裁との協議

改訂要領による任官者の実現

最高裁の「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」報告書への対応

国民の司法参加に関する取り組み

裁判員制度の具体的制度設計に関する検討・日弁連・「裁判員制度」案の策定

模擬裁判員裁判の全国実施

地域司法計画策定の推進

人事訴訟等の家裁移管等の法制面の検討及び家事事件に関する運用面での改善

労働事件に関する取り組み

個別労働関係紛争調停法案（座長試案の素案）に対する使用者側，労働側双方の観点からの意見交換等検討。

「審理の促進，計画審理，専門性強化」，「労働参審制」，「労働事件固有の訴訟手続」についての検討。

労働法制委員会の設置・移行。

弁護士費用敗訴者負担に関する取り組み
日弁連意見書案の作成
社会調査の実施
ヨーロッパ調査の実施
「弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部」の設置
検察官制度改革に関する取り組み
民事訴訟法等改正問題の検討
簡易裁判所の事物管轄の上限引き上げ問題の検討

3 司法シンポジウム（第19回）

- (1) テーマ：「裁判官制度改革に向けた実践
- 弁護士任官と判事補の他の法律専門職経験を中心に」
- (2) 日 時：2002年11月15日（金）13:00～18:00
- (3) 場 所：弁護士会館2階講堂クレオ（東京）
司法に関心のある知識人（折衝中）
弁護士（追って決定予定）
コーディネーター：中村雅人 シンポジウム運営委員会副委員長
- (4) 第19回司法シンポジウム運営委員会
委員会の構成（委員100名以内）
第1部会（弁護士会・弁護士会連合会における弁護士任官推薦手続整備部会）
弁護士任官適格者選考委員会の全国設置促進と手続・運用上の問題点の検討並びに改善策の提案等。非常勤裁判官候補者の推薦手続の検討。
第2部会（任官促進諸制度整備部会）
任官しやすい環境整備のために日弁連及び弁護士会・弁護士会連合会がとるべき施策の検討。具体的には、登録番号、登録料、入会金等任官者の退官後の再登録の際の様々な問題や事務所や事件の引き継ぎの際の様々な問題を解決する諸方策の検討、任官推進のための公設事務所の設置、任官支援事務所への登録運動、司法修習生に対する取り組み等について検討。
第3部会（弁護士任官候補者発掘・推薦部会）
具体的に任官者を多数輩出するための弁護士会・弁護士会連合会における具体的発掘活動の実行促進と関係情報の集約、経験交流。
第4部会（判事補の弁護士経験制度整備部会）
判事補の弁護士経験制度の制度設計の検討と弁護士会側の受け入れ体制の整備に関する
第5部会（既任官者調査・連絡部会）
これまでに任官した弁護士任官者の状況に関する調査とサポート体制整備のための諸方策の検討。
第6部会（広報部会）
今回の司法シンポジウムについての広報に関する活動。
- (5) プレシンポジウムの実施

(6) 準備活動等

「第19回司法シンポジウムについてのお知らせ並びに各会における弁護士任官、
判事補受け入れ取り組み体制についてのアンケートのお願い」の発信
弁護士任官等に関する懇談会（弁護士任官キャラバン2002）の開催
弁護士会連合会・弁護士会における弁護士任官適格者選考委員会の設置
新しい弁護士任官についての全国一斉アンケートの実施とフォローアップ
各弁護士会・弁護士会連合会の弁護士任官担当理事者等の照会
弁護士任官担当理事者等に対する「任官現状報告書」提出依頼
任官者に対するサポート体制構築のためのアンケート調査と判決文提供依頼
「弁護士任官支援事務所に関するアンケート」及び「判事補の弁護士経験志願
者受入に関するアンケート」の実施
司法修習生向けパンフレット「司法修習生の皆さんへ 弁護士任官のすすめ」
の編集・発行
改訂新版「弁護士任官資料集」の編集
内外への広報活動

4 弁護士制度改革推進本部

(1) 設置目的・経過

司法制度改革審議会意見書の趣旨にのっとり3年以内を目途に関連法律案の立法化
が行われることに鑑み、当連合会が弁護士制度改革に主体的かつ総合的に対応するた
め、2001年12月21日理事会決議により設置。

委員数は150名以内をもって構成することとされ、従前、テーマごとに執行部直
属として設置されていた関連5ワーキンググループ（弁護士会の在り方検討WG、弁
護士法72条問題等検討WG、報酬規程改正検討WG、苦情処理・紛議調停問題検討
WG、規制改革委員会対策WG）の組織、活動を実質的に引き継ぐ形で発足。

(2) 部会構成及び検討項目

第1部会（弁護士・弁護士会の在り方検討部会）

弁護士のあるべき将来像、公益活動の義務化の可否、弁護士任官義務の明定化の
可否、弁護士の資格要件緩和の可否、公職兼任の在り方、弁護士会の在り方

第2部会（綱紀・懲戒制度等検討部会）

綱紀・懲戒制度の改革案、苦情処理・紛議調停制度の改善、

第3部会（弁護士報酬問題検討部会）

弁護士報酬制度の在り方、弁護士報酬規程の改正案

第4部会（弁護士法72条問題等検討部会）

法律専門職種との協働の在り方、弁護士法72条の改正問題、ワンストップサー
ビスの在り方

第5部会（弁護士情報公開等検討部会）

弁護士の個人情報の公開、弁護士会の情報公開、弁護士会における個人情報保護
の在り方

第6部会

簡裁判事，副検事の活用策問題

(3) 活動状況

全体委員会，運営委員会，事務局会議及び各部会で検討項目を検討。制度改革案，会則・規則改正案，内外向け意見書案の策定等。

第3部会では，従前弁護士報酬問題検討ワーキンググループで行っていた課題を引き継ぎ，4月1日に「弁護士報酬規定に関する研究会」を開催。独占禁止法に関する研究を進めるとともに，弁護士報酬のあり方に関し検討。法曹制度検討会における検討への対応。

5 弁護士資格制度問題対策本部

(1) 設置目的・経過

国民の利益に合致しない弁護士・準弁護士資格付与の動きに対して，日弁連のとるべき方針・行動を企画・立案し，その実現のための諸活動を実行すること，弁護士制度の在り方，弁護士資格付与の原則及びそれを支える基本理念を明らかにし，弁護士資格の特例を設ける必要性和要件について，弁護士法5条の見直しを含めて調査・研究することを目的として平成14年8月23日理事会の決議により設置。

(2) 組織及び活動状況

委員数は150名以内をもって構成することとされ，会長が本部長となり，副会長及び理事全員が委員。全体会議は理事会に併せて行われ，全体会議のほか，本部長，本部長代行，副本部長，事務局長・同次長，事務局委員及び正副部会長により構成する運営委員会をもって活動する。

当面の活動として簡裁判事・副検事への資格付与問題への反対活動と，弁護士法5条3号の見直しに関する検討を並行して行う。運動用のペーパーを作成。

6 司法改革調査室

(1) 設置経過

司法制度改革審議会が2001年6月12日に意見書を発表し，7月26日には2年間の設置期限を満了したが，今後の司法改革推進機関における改革の具体的実践に積極的に参画するとともに日弁連として必要な措置をとるため，審議会当時引き続き同様またそれ以上の嘱託体制が必要であるとの観点から，2001年3月2日理事会決議（司法改革調査室規則）に基づき同年8月1日より，司法改革に関する調査，研究及び各種資料作成を行うことを任務とする司法改革調査室を設置。

(2) 司法改革調査室の構成

常勤嘱託10名，非常勤嘱託4名に委嘱。このほか，大学院生等若干名が研究員として委嘱され，調査・研究にあたるとともに，連委員会ほか協議会・バックアップ会議等に参画。

(3) 研究活動

司法制度改革推進本部事務局への対応のほか，裁判官制度改革，弁護士制度改革，法曹養成，民事司法，刑事司法，司法参加，行政，ADRなどのチームを中心とし，関連委員会や学者の協力を得ながら諸外国の制度調査等を含む研究を行っている。

刑事裁判における国民参加制度に関する調査として、当事者主義を採用しつつ刑事裁判に国民が参加しているフィンランド・スウェーデンの調査、ロースクール・クリニックに関してアメリカ・カナダ調査を実施。

7 弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部

弁護士報酬の敗訴者負担制度について、調査・研究し、市民の訴訟の利用を萎縮させ司法へのアクセスを阻害するような制度導入の動きに対し、日弁連の取るべき方針を検討して、これを実現するための行動を企画・立案し、実行することを目的に設置。

第10 憲法，法制度

1 民事訴訟法等改正問題検討委員会

(1) 法制審議会民事・人事訴訟法部会関係

法制審議会では民事・人事訴訟法部会を設置し、民事訴訟の改正に関しては部会で検討し、人事訴訟法の改正に関しては別途人事訴訟法分科会で検討されている。日弁連からは臨時委員3名、幹事2名が選出されている。同部会の検討事項を検討。民事訴訟法の見直しに関する要綱中間試案について、日弁連意見書案を策定。

(2) 法制審議会担保・執行法制部会関係

民事執行制度の実効性の強化を提言した司法制度改革審議会意見書を受ける形で、法務大臣より法制審議会に対し、民事執行制度の見直しに関する諮問がなされた。法制審議会では平成13年2月に既に設置されていた担保・執行法制部会での検討を決定した。同部会には日弁連より臨時委員1名、幹事1名が選出されている。同部会の検討事項を検討。人事訴訟手続法改正に関する要綱中間試案に対して意見書案を策定。

2 民事訴訟法の運用に関する協議会

改正民訴法を踏まえた民事裁判の運用に関する最高裁との協議を行う協議員をバックアップし、各弁護士会の地裁との運用協議について情報を収集し、各弁護士会との連絡・調整を図る等に対応する活動。

3 倒産法制問題検討委員会

(1) 法制審議会倒産法部会関係

法制審議会倒産法部会における会社更生法の全面改正要綱試案、「破産法等の見直しに関する中間試案」につき検討。意見書の策定。

(2) 民事再生手続，個人再生手続関係

民事再生手続，個人再生手続に関し，運用状況を検討。

(3) 最高裁民事局との協議

破産管財人問題や個人再生手続の運用上の問題等を協議するため、委員会では新たに協議員を選定の上、定期的に最高裁民事局との協議を実施。

各弁護士会への倒産事件処理に関する継続的な検討機関の設置に関する照会と検討

依頼。

4 司法制度調査会

- (1) 「建物区分所有法改正要綱中間試案」に対する意見書（案）策定。
- (2) 「弁護士倫理」（第一次意見照会）に関する意見提出
- (3) 「裁判員制度」の具体的制度設計（第1次案）に関する意見提出
- (4) 司法制度改革における証拠収集手続の拡充のための弁護士法第23条の2の改正に関する意見書について意見提出
- (5) 被疑者・被告人の国費による弁護制度の具体的な制度構想について意見提出
- (6) 法制審議会民事・人事訴訟法部会「民事訴訟法の見直しに関する要綱中間試案」について意見提出
- (7) 弁護士の兼職及び営業等の規制が撤廃される場合に講ずべき措置として考えられる事項について意見提出
- (8) 「人事訴訟手続法の見直し等に関する中間試案」について意見提出

5 憲法委員会

- (1) プロジェクトチームの活動
衆議院憲法調査会の「中間報告」に対応して論点項目別に6つのプロジェクトチーム（憲法改正手続，集団的自衛権，人権制約原理，教育，地方自治，憲法裁判所）を設置。多面的な調査・検討を開始。
- (2) ニュース「憲法を考える」の発行。

6 知的財産権委員会

- (1) 知的財産戦略会議，産業構造審議会知的財産政策部会，特許庁能力担保措置の実施に関する研究会，文化庁文化審議会著作権分科会の状況につき検討項目等を検討
- (2) 法制審民事・人事訴訟法部会「民事訴訟法の見直しに関する中間試案」について意見提出。
- (3) 自由民主党政務調査会経済産業部会知的財産政策小委員会著作権に関するワーキングチーム，自由民主党政務調査会・司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判の在り方に関する小委員会合同会議への対応
- (4) 知財基本法（案）骨子に対する意見募集への対応
- (5) 営業秘密の保護強化について検討

7 知的財産政策推進本部

当面の課題として，侵害訴訟における無効の判断と無効審判，東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化（移送の問題），高等裁判所の管轄の東京高等裁判所への集中，専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充，営業秘密の保護強化，証拠収集手続の拡充，の諸課題についての取り組み。

営業秘密の刑事的保護につき，意見書をまとめる予定。

8 弁護士会照会制度委員会

4つの部会を構成し、全国担当者連絡協議会、公務所等の協議、単位会との連絡調整、弁護士照会制度のあり方について分担して検討・対応。

「司法制度改革における証拠収集手続の拡充のための弁護士法第23条の2の改正に関する意見書(案)」を策定。

相手方当事者への照会の可否について検討。

9 裁判所内弁護士控室問題検討ワーキンググループ

各裁判所控室の使用に関する裁判所との交渉は各地の実情・経緯を踏まえた個別的対応に任せる部分が多く、日弁連としては側面から支える情報提供に努めるべきである、との意見取りまとめ。アンケート集計。

10 行政訴訟改革等検討委員会

- (1) 行政判例調査(304件の判例につき事情聴取し調査を実施)。
- (2) 全国行政相談を企画。
- (3) 行政訴訟改革に関する報告討論集会を実施。
- (4) 行政訴訟改革要綱案を策定。

11 労働法制委員会

8月に設置された。委員会の目的は、次のとおりである。

司法制度改革推進本部におけるあるべき労働裁判制度の検討・立案に対応して、弁護士会として労働裁判の改革・改善についての調査・研究を行い、提言案を策定すること。

激変する現代雇用社会における、あるべき労働法制及び有効に機能する紛争解決システム等について、弁護士会として調査・研究し、提言案を策定すること。

第10 刑事司法・人権

1 刑事弁護センター

- (1) 公的弁護制度検討会のバックアップ活動
- (2) 国費による弁護制度のもとでの弁護体勢の整備
- (3) 国費による弁護人の推薦等に関する準則案の策定

準則案の実施等に関する要望(案)の策定

全国の単位弁護士会において、本準則にのっとり、各会の実情に合わせるとともに、本準則の趣旨を下回らない内容の「国費による弁護人の推薦等に関する準則」を策定するために適切な措置をとられること。

国費による弁護人としての推薦停止ということは、当該弁護士にとって不利益処分としての面を持つものと解されるため、全国の単位会において、その実情に合わせた推薦停止をするための手続規定を整備すべきことも併せて適切な措置されるこ

と。

準則の策定の時期につき、現在の被告人に対する国選弁護制度における弁護人推薦等の準則として効力を発揮させるために、できるだけ早期に行われること。

現在被告人の国選弁護人の推薦に弁護士会が関与しないで、いわゆる一本釣りで国選弁護人の選任が行われている地域も一部あり、このような地域では、弁護士会が関与するよう早急にその運用を改められること。

(4) 「刑事弁護ハンドブック」(仮称)作成の検討

(5) 当番弁護士等緊急財政基金関係

当番弁護士派遣件数の増加により、平成13年度末に、約2億円の赤字が発生した。このため、平成14年2月28日の臨時総会では、赤字解消のため特別会費増額案を可決した。

その後、財源の拡充方法として、寄付金及び私選事件受任の際の納付金の増額等について、支出方法の改善として、被疑者弁護援助制度の適用の際の資力要件の設定の是非、現行償還制度の効果の調査と全会的に導入することの是非等について、諮問がなされ検討。

(6) 捜査の可視化をすすめるための取り組み

(7) 国選弁護料の増額等要望及び国選弁護活動の改善のための活動

(8) 刑事司法改革に関する意見交換会の企画・実施

(9) 裁判迅速化法案に関する意見書案の策定

(10) その他

「弁護士倫理」改正に関する検討

裁判員制度を前提とした訴訟・公判手続の改革の研究

第1回公判前に裁判所から被告人宛になされる照会(事前準備についての照会等)に関する調査・検討

2 第8回国選弁護シンポジウム

2003年5月大阪で開催する準備。

3 死刑制度問題対策連絡協議会

死刑存廃問題に関して、2000年9月20日に策定した、死刑の暫定的な執行停止を内容とする時限立法(死刑執行停止法)の提言案につき、改訂版を策定。

超党派の死刑廃止を推進する議員連盟との意見交換を実施。

国連NGOの国際人権連盟の来日調査に伴う面談を企画。

4 刑事法制委員会

(1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法案への対応

法案に対する意見書として「精神医療の改善方策と刑事司法の課題」を取りまとめ。

(2) サイバー犯罪防止条約・国内法改正に関する研究

(3) 裁判迅速化法案に関する検討

5 法制審議会刑事法部会バックアップ会議

法制審議会刑事法部会は国連国際組織犯罪条約締結に伴う国内法整備を審議中。
日弁連推薦の委員・幹事をバックアップする活動。

6 組織犯罪関連立法対策ワーキンググループ

(1) 国連の国際組織犯罪防止条約と国内法整備に関する検討

「越境組織犯罪防止条約締結にともなう国内法整備に関する意見書案」を取りまとめ。

(2) マネーロンダリング規制と弁護士の守秘義務に関する検討・対応

「マネーロンダリング対策に伴う弁護士の守秘義務（依頼者の秘密特権）と証言拒絶権の制限に関する意見」策定。

米国の A B A と意見・情報交換をするために、5 月に代表団をニューヨークに派遣。

8 月に会長を団長とする代表団が訪米して A B A との F A T F への対応等について意見交換。

F A T F が 4 0 点にわたる勧告の改正の方向をしめした照会書(Consultation Paper)を公表し日弁連などの民間関連団体から直接意見聴取の機会をもったことに対応する意見書案の策定。

(3) サイバー犯罪に関する条約と国内法整備に関する検討・対応

日本政府は 2 0 0 1 年 1 1 月、同条約に署名。国内法整備としては、裁判所の令状を不要とする応急保全命令、ウイルスの製造・所持・配布などの処罰など多岐にわたるため、同条約及び国内法整備につき検討。

7 犯罪被害者支援委員会

日弁連が 1 9 9 9 年に発表した「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を具体化するための活動への取り組み。

犯罪被害者基本法の立法活動

日弁連案の改訂案の策定

国費による被害者支援弁護士制度の新設に向けた活動

被害者の訴訟参加（刑事手続への参加）、和解・対話（修復的司法）に関する検討。

8 拘禁二法案対策本部

(1) 法務省との受刑者処遇に関する勉強会の実施

(2) 代用監獄廃止に向けた新たな方針の策定

(3) 矯正施設の統合、改築計画への対策

(4) 受刑者マニュアル（仮称）と監獄当番弁護士制度の創設

(5) 拘禁施設の民営化、過剰拘禁問題の検討。意見書案の策定。

9 情報問題対策委員会

- (1) 個人情報保護法制について「個人情報保護法案に反対し、住基ネット施行の延期を求める会長声明」案策定。
- (2) 公的部門の個人情報保護に関する意見書案策定
- (3) 日弁連・弁護士会・法律事務所の個人情報保護に関する「個人情報保護ガイドライン」を策定。
- (4) 住民基本台帳法ネットワークシステム住民基本台帳法ネットワークシステムについて、個人情報の保護・自治体財政に与える影響などの問題点を調査・研究。
「改正住民基本台帳法，個人情報保護法に関するシンポジウム」を開催。
「個人情報保護法案に反対し、住基ネット施行の延期を求める会長声明」案を策定。

1 0 接見交通権確立実行委員会

- (1) 接見妨害・拒否案件に関する国賠請求訴訟の支援（4件）
- (2) 接見等禁止中の被疑者と弁護人の物の授受について
- (3) 委員会派遣制度による当番弁護士の接見に関し、刑訴法上の弁護人になろうとする者にはあたらなとして接見を拒否された事例についての対応を検討。

1 1 信書の検閲防止対策連絡協議会

大阪拘置所における被告人と弁護人の信書によるやりとりを、拘置所が当該刑事事件の担当検事に報告し、それが証拠申請された事件（高見岡本国賠訴訟）について、損害賠償を認める判決が確定したことから、今後同種の事件を発生させないため、接見交通権確立実行委員会、刑事弁護センター、拘禁二法案対策本部の各委員によって協議会を設置し、法務省に対し防止策を提案していくこととした。

法務省に対して、判決後の各地の取扱い改善状況の照会、各地の弁護士会に対する経過報告と改善方法の意見照会。

第 1 1 人権擁護

1 人権擁護委員会

- (1) 人権救済申立事件調査・再審申立事件支援
人権救済申立事件 21 件および再審支援事件 5 件（名張，布川，尾田，袴田，日野町事件）について調査・支援中。
- (2) 調査・意見書
有事法制法案に反対する決議案の提案を求める意見提出。瀋陽日本総領事館人権救済事件（人権委職権採りあげ）についての調査・報告。朝鮮人強制連行人権救済申立事件についての調査・報告。臓器移植法の見直しに関する意見書。難民認定手続きの改善に向けての意見書。
- (3) 全国人権委員長会議の開催。
- (4) 人権調査室の設置の検討。
- (5) シンポジウム・懇談会など

難民認定制度改定に関するシンポジウムを11月16日開催。
テーマ：難民認定制度の改定に向けて「難民最後の砦」であるために
人権擁護法案の廃案に向けての講演会を10月28日(月)開催。
テーマ：「人権擁護法案」何が問題か？
警察庁刑事局長との懇談会を実施。

2 人権擁護大会

10月10日, 11日, 第45回人権擁護大会を開催。

(1) シンポジウム参加者

第1分科会

テーマ：だいじょうぶ？日本の警察 - いま市民が求める改革とは
参加者：454名(会員390名, 一般64名)

第2分科会

テーマ：プライバシーがなくなる日 - 国民共通番号制とネットワーク社会
参加者：536名(会員406名, 一般130名)

第3分科会

テーマ：うつくしまから考える豊かな水辺環境 - 湿地保全・再生法制定に向けて
参加者：911名(会員295名, 一般157名, 高校生459名)

(2) 大会参加者 1,085名(会員1,045名, 一般13名, 来賓27名)

(3) 宣言・決議

自己情報とコントロール権を情報主権として確立するための宣言
有事法制3法案の廃案を求める決議
司法アクセスを阻害する弁護士報酬の敗訴者負担制度に関する決議
湿地保全・再生法の制定を求める決議

(4) シンポジウム報告・特別報告

前日のシンポジウムの各報告及び以下4本の特別報告について承認された。

司法制度改革に関する報告
マネーロンダリング対策に伴う弁護士の守秘義務の制限に関する報告
人権擁護法案に関する
東電不正問題と日本のエネルギー政策に関する報告

3 少年司法改革・子どもの権利関係(子どもの権利委員会)

(1) 「全国一斉子どもの日記念無料相談」の実施

(2) ブロック連絡協議会の実施

(3) 検証「少年犯罪」の出版

(4) 夏季合宿の開催

「子どもの権利条約第2回日本政府報告に対する日弁連カウンター・レポート(案)について」

「いま,なぜ教育基本法の『改正』なのか？」

「親権 - 主として福祉,教育の視点から」

- 「『改正』少年法の運用状況について - 重大事件の事情聴取を踏まえて」
- (5) 教育基本法の在り方に関する中教審への諮問及び中教審での議論に対する意見書（案）」策定
 - (6) 「中央教育審議会の審議の在り方ならびに中央教育審議会基本問題部会の議事の公開についての要望書」案策定。同事項に関する意見書（案）策定。
 - (7) 「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」見直しに関する意見書（案）の策定
 - (8) 第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議日本弁護士連合会ワークショップ報告書の策定
 - (9) 子どもの権利条約第2回政府報告書日弁連カウンター・レポート（案）の策定
 - (10) 第13回全国付添人経験交流集会の開催

4 政府から独立した人権機関の設置に関するワーキンググループ

- (1) 「人権擁護法案」の検討・国会審議への対応
- (2) 政府から独立した人権機関に関する研究

5 有事法制問題対策本部

(1) 設置目的・の経過

3月15日の理事会において、有事法制関連3法案の国会に上程に反対することとを決議し、さらに4月20日の理事会で同3法案の廃案を求める決議をなした。理事会決議の実現のため、5月9日の理事会で設置を決定。この対策本部は、会長以下副会長、理事、関連委員会から会長委嘱委員50名以内の委員で構成。

(2) 活動状況

国会要請行動・国会議員との懇談会を実施。

街頭ビラ配布活動、市民集会・シンポジウムの開催。

意見書案の策定。

日弁連から国会までの弁護士等1000人規模の国会請願パレードの実施。

6 公害対策・環境保全委員会

- (1) 「上関原発建設計画に対する意見書」案・同調査報告書の策定
- (2) 「自動車排ガスによる健康被害の救済に関する意見書」案の策定
- (3) 「『自然再生推進法』の継続審議を求める会長声明」案の策定
- (4) 「東京電力の原発点検記録虚偽記載問題に関する会長声明」案の策定
- (5) 書籍「脱ダムの世紀 - 公共事業を市民の手に」の出版
- (6) 東京電力不正事件を受けての緊急シンポジウムの開催とヨーロッパ原子力政策調査
- (7) シンポジウム（学生ディベート）「2030年はごみゼロ社会か？ - 循環型社会への3つのシナリオを考える - 」の開催
- (8) シンポジウム「化学物質過敏症とは何か - 氾濫する化学物質汚染による被害と対策 - 」の開催
- (9) シンポジウム「法科大学院における環境法カリキュラムの提唱」の開催

- (10) 湿地保全・再生に関する第8回ラムサール条約締約国会議（バレンシア会議）等への代表団の派遣

7 両性の平等に関する委員会

- (1) 選択的夫婦別姓制の民法改正法案への対応
- (2) 「『女性差別撤廃条約実施状況第4回日本政府報告書（仮訳）』に対する日弁連の報告」案の策定
- (3) 「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する論点整理」に対する意見書案の策定
- (4) シンポジウム基調報告書「司法における性差別 - 司法改革にジェンダーの視点を - 」の出版
- (5) 男女共同参画会議影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する意見案の策定
- (6) 「パートタイム労働研究所『最終報告』に対する意見書」案の策定
- (7) 「全国一斉女性の権利（女性に対する暴力）110番」の実施
- (8) 「少子化の要因や少子化社会への対応に関する意見」案の策定
- (9) シンポジウム基調報告書「司法における性差別 - 司法改革にジェンダーの視点を - 」の出版について

8 消費者問題対策委員会

- (1) 多重債務者に対する新カウンセリング専門機関構想への対応と日本クレジットカウンセリング協会のカウンセリングマニュアルの改訂
- (2) シンポジウム「インターネットオークションの現状と課題 - 民事ルールの確立とサイト主催者の法的責任について - 」の開催
- (3) シンポジウム「製品安全情報は公開されているか～情報公開法施行から1年、その実情を検証する～」の開催
- (4) 「消費者・中小事業者のための独禁法活用の手引」の出版と独禁法問題に関する韓国実態調査の実施。「独禁法活用の手引」の改訂版の出版。
- (5) 「Q & A証券取引110番」(仮称)の出版企画
- (6) アメリカ、カナダの中古住宅に関するエスクロー制度の実態調査
- (7) 消費者団体訴権制度等の海外実情調査と広報パンフの配布
- (8) 消費者保護基本法の改正問題等への対応
- (9) シンポジウム「実現させよう！消費者団体訴訟 - 不当約款，不当勧誘行為を差し止めるために - 」の開催
- (10) 金融サービス法問題に関する米国実態調査団の派遣
- (11) 多重債務者救済問題及びヤミ金融問題への対応

9 高齢者・障害者の権利に関する委員会

- (1) 第2回「高齢者・障害者支援センター等全国情報交換会」の開催
- (2) 意見書「支援費制度に関する提言」案の策定

- (3) 「契約型福祉社会と高齢者の権利擁護（仮題）」の出版
- (4) ブロック内連絡協議会等の開催と高齢者・障害者権利擁護大会（仮称）の実施

第 1 2 弁護士・法律事務所の整備，弁護士業務

1 弁護士業務改革委員会

- (1) 「弁護士業務改革新 3 力年計画 - 2 1 世紀の弁護士業務改革戦略 - について」の検討

検討事項は， 弁護士法 2 0 条 3 項の見直し， 弁護士の専門性の強化方策と「専門認定制度」の検討及び弁護士会による弁護士情報の公開開示の方策， 隣接法律専門職種との協働を進めるための方策， 弁護士の活動領域の拡大のための方策， 弁護士と依頼者との信頼関係を向上させる方策， 弁護士事務所法人化制度の利用促進と機能向上， 弁護士賠償責任保険制度の改善と普及。

- (2) 追加検討項目についての検討

弁護士の活動領域の拡大のための方策， 隣接法律専門職種との協働をすすめるための方策， 弁護士の専門性の強化方策と「専門認定制度」の検討及び弁護士会による弁護士情報の公開・開示の方策， 法律事務所事務職員の研修制度及び補助職のあり方

- (3) その他の検討項目についての検討

パラリーガル問題・外部監査人制度問題・業務広告問題等々の業務改革に関する諸問題について検討。

- (4) 外部監査人に関する研修会の実施。外部監査人に就任している会員との経験交流会の実施。

2 第 1 3 回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会

- (1) 開催時期等の決定

平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日鹿児島市

- (2) テーマ

メインテーマ「激動の中の弁護士業務改革戦略 - より良質な法的サービスの提供に向けて - 」

3 分科会形式によるサブテーマ「 2 1 世紀業務改革と事務局の活用 」「 I T の活用と弁護士業務 」「 行政分野と弁護士業務 」（いずれも仮称）

- (3) 準備活動

運営委員会は 9 月 9 日に第 1 回運営委員会を開催し，シンポジウムに向けた体制を整え具体的活動を始動。

3 業務広告問題検討委員会

- (1) 委員会の検討項目

業務広告に関する日弁連・弁護士会の指導・監督の在り方

業務広告に関する規程等違反行為に対する規制及び救済施策
各弁護士会における業務広告に関する実施運用状況の把握及びそれに基づく運用
指針(ガイドライン)の改訂

その他業務広告が厳正適正に行われるために必要な諸方策

(2) 活動状況

2001年10月の弁護士の業務広告の解禁から1年が経過したことから、業務広告の実態把握のためのアンケート調査を各弁護士会を対象として実施。その結果を踏まえ、公告規程の解釈・運用に全国的統一と弁護士会の指導に差異の生じないようにするためのシステムの構築、公告の適否等の照会や違反広告等の公告事例の集積・整理等と定期的な情報交換の必要であること、違反事例への対応のための体制の整備等連絡体制の構築等に関する継続検討の必要なこと、現行運用指針の一部について追記・改訂の必要であること、等を内容とする答申書を作成。

4 民事介入暴力対策委員会

(1) 活動テーマ等

各地で開催する民暴大会や各地民事暴力事案への取り組みをバックアップする活動。組長責任問題、いわゆる紳士録商法問題及びえせ同和行為問題など民事介入暴力問題に関する調査研究活動。委員会内に設置した市民生活安全部会、民暴研究部会、広報出版部会、民暴法制研究部会、被害者支援部会、社会運動等標榜行為対策部会の各研究活動等。

(2) 活動状況

民事介入暴力滋賀大会を「司法妨害を許さない社会システムの確立」のテーマで開催。民事介入暴力青森大会を「公共工事契約からの暴力団関連企業の排除」のテーマで開催。

組織犯罪対策の実態調査のため視察団をイタリアに派遣。

5 弁護士業務妨害対策委員会

(1) 目的

各弁護士会の行う弁護士業務妨害事案の解決に関する諸活動の援助又は指導。

(2) 活動状況

各弁護士会に対し弁護士に対する業務妨害事例等に関するアンケートの実施。

その集計結果が業務妨害マニュアルを補完する内容を含む有益な資料であることから、全会員に配布。

「弁護士業務妨害対策マニュアル」の改訂版作成。

6 日弁連公設事務所・法律相談センター(LC)

(1) 全国の弁護士ゼロワン地域解消に向けた活動

平13年10月16日の時点で法律相談センター、公設事務所のいずれも設置されていない地区10か所すべてについて平成14年度中に設置される見込み。

(2) 協力事務所の募集

昨年公設事務所設置等による弁護士過疎地域への弁護士派遣に協力してもらえる事務所の応募をよびかける活動を実施。多数の事務所から申し出を受けた。今回、55期の修習生の需要に対応できるようにするために、改めて協力事務所供給型Aのタイプの事務所の募集に取り組み。10月16日現在で77の事務所から応募。

(3) 公設事務所の設置・運営等

日弁連は、2002年度中に全国で20か所以上の公設事務所を開設することを目標としている。10月時点で開設済みの弁護士常駐型公設事務所は11か所。法律相談センター拡充型公設事務所は2か所。

12月13日に青森県十和田市で公設事務所がオープン。

弁護士常駐型の公設事務所を開設することが決定し、または既設の公設事務所の弁護士の任期満了に伴い、弁護士の募集をしているのは、留萌市、名寄市、むつ市、二戸市、宮古市、水沢市、小浜市、倉吉市、浜田市、平良市の10か所である。長崎県島原市、同平戸市、北海道根室市にそれぞれ設置予定の公設事務所については、先に弁護士選定委員会が開かれ、弁護士が決定。

(4) 全国のプロックの連絡協議会の開催（11月～3月）

四国ブロック（高知）、近畿ブロック（大阪）、関東Bブロック（千葉）、九州ブロック（佐賀）、東北ブロック（山形）、中部ブロック（富山）、北海道ブロック（札幌）中国ブロック（広島・呉）

(5) ひまわり基金支出規則改正案の策定

弁護士過疎地域に事務所を設置する弁護士法人に対する資金の貸付を可能とすること、過疎地対策に取り組んでいる協力事務所に就職した会員に対する研修活動に要する経費の支出を可能とすること、弁護士定着支援のための開設資金の貸付の限度額を400万円から500万円に改めること、第一種弁護士過疎地域の定義を若干の柔軟性を持たせるように改めることを内容とするひまわり基金支出規則の一部改正案を策定。

7 ADRセンター

- (1) 司法制度改革推進本部に設けられたADR検討会、仲裁検討会のバックアップ
- (2) ADRに関する研究、関係団体等との意見交換。

8 日弁連リーガル・アクセス・センター

- (1) 権利保護保険の一般への周知。
日弁連ホームページによる広報。各損害保険会社のPR
日弁連としてのリーフレットの製作・配布
- (2) 「権利保護保険」という名称の見直しの検討。弁護士会の報酬規定に関する議論状況を踏まえ、権利保護保険制度における将来的な「保険金支払基準」の策定につき検討を開始。

9 住宅紛争処理機関検討委員会

国土交通省が新築住宅を対象とする現在の住宅性能表示制度について、既存住宅市場の

環境整備を図るとの目的で、既存住宅をもその対象に含める方針を表明したことに対し、「日弁連として指定紛争処理機関である弁護士会との連携を図り、消費者にとってわかりやすく誤解のない制度にすること、上記指定弁護士会が新たに既存住宅に関する紛争処理を取り扱うことにつき各方面との協力・連絡調整等を通じ弁護士会を支援すること」を骨子とする「既存住宅の住宅性能表示制度に係る紛争処理に関する基本方針」案を策定。

1 0 「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会

日弁連と経済産業省・特許庁との意見交換会において、特許庁が特許法に基づいて行っている「特許発明の技術的範囲についての判定制度」を民業に移行することについて打診があり、センターで検討した結果、業務の拡充と多角化の観点から「前向きに検討する」ことが確認され、その旨回答。

1 1 法律扶助財政問題緊急対策本部

1 2 法律扶助制度改革推進本部

(1) 法律扶助制度改革推進本部設置の経緯

法律扶助協会からの2002年度の国庫補助要望額は、約66億円であり、これに基づく法務省の概算要求は約36億円とされたが、内閣府および財務省の査定の結果、予算額は約30億円に圧縮された。扶助協会は、このような国庫補助の状況では事業資金が大幅に不足し、2002年度においては、秋の時点で事業を中止せざるを得ない事態を招来するおそれがあると表明。

民事法律扶助事業が危機的状況にあることを各政党、予算関連の内閣府、財務省に訴え、民事法律扶助事業に対する理解を深めてもらうことが緊急の課題であると捉え、政府が補正予算を検討する時期を見て、関係省庁・政党などに対する要請活動を実施するための「法律扶助財政問題緊急対策本部」を設置。

(2) 活動状況

法律扶助事業に対する大幅な補正予算の獲得、来年度予算の拡充に向けて、各会で国会議員への働きかけを強化。日弁連・各会で採択した決議等の執行により財務省を中心とする官庁への働きかけ。

(3) 概算要求への対応

法務省の平成15年度の法律扶助事業費の国庫補助金の概算要求に対し、大幅な加算を求める要望書案を策定。

(4) 国会への請願活動を行う活動案を策定

1 3 弁護士過疎・偏在解消問題対策検討ワーキンググループ

地裁支部ごとの管内人口、同じく民事刑事の新受事件数などを調査し、全国の本庁及び支部において、刑事事件を一人当たり15件担当するとして何人不足するか、最低4名の会員を配置するとして何人不足するか、人口3万人に一人の会員を配置するとして何人不足するか、現状で一人当たりの事件数は何件あるかの資料作成。具体的な方策の検討。

1 4 コンピュータ研究委員会

- (1) プロバイダ責任法の施行，総務省による苦情処理のための機関設置の検討状況を踏まえ，日弁連としての対応を検討。
- (2) 弁護士業務に役立つコンピュータ最新情報を会員に提供するため，コンピュータ・デモとシンポジウム「ネットトラブルと弁護士の役割 - わかりやすいネット法集中講座 - 」の開催を準備。

1 5 債権回収会社に関する委員会

- (1) 法務大臣からのいわゆるサービサー法 6 条 2 項に基づく求意見に関する会長からの諮問に対する検討。
- (2) 平成 13 年 9 月 1 日施行の改正サービサー法により取り扱いうる債権が拡大し利息制限法の制限額を超える利息の付されている債権の取扱いに関する行為規制が緩和されたことに伴う運用等の実情の調査・検討。

1 6 法律事務所の名称問題検討委員会

弁護士・外国法事務弁護士・弁護士法人の法律事務所名称について，届出義務の要否，同一または類似名称の規制，「法律事務所」という文言の使用強制・分断使用・付加文言の制限の要否等について検討し，会長宛に答申することを目的に設置された。

4 月～ 9 月の活動状況・検討事項

- (1) 法律事務所の名称規制
- (2) 弁護士法人の名称
 弁護士法人が法人名称とは別に事務所名称を使用することの是非
 弁護士法人の従たる法律事務所が，従たる法律事務所とは判別できない名称を名乗ることの是非

1 7 弁護士補償制度・互助年金委員会

弁護士共済制度（弁護士の傷病に伴う補償給付、互助年金）の運用を行う。